

私立学校法の「民主化」について

笹川 紀勝

はじめに

- 1 問題整理と問題提起
- 2 戦後民主化について
- 3 教刷委の建議について
- 4 私立学校法について 一結びにかえて
あとがき

はじめに

私立学校法の民主化を考える契機は、一つには、筆者の勤務する学園改革問題であり、二つには、現行憲法の国民主権の論理を生活の場の中で検討することにあった。以下の論稿は、こうした契機を背後に持ちつつ、なお私立学校法一般の問題を扱うものである。

1 問題整理と問題提起

私立学校の民主化にかかわる実定法上の論点にはどのようなものがあるであろうか。当然憲法、教育基本法、学校教育法、私立学校法について、この論点を考えなければならないであろう。とくに私立学校法の第1条が「この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする」と定めていことに注意を払いたい。(以下も傍点は筆者)

(1) まず私立学校法第1条の「私立学校の特性」を考えてみよう。私立学校の特性は私立学校の教育の性質の理解の仕方にかかっている。したがって、国家の教育権の思想ではなくて、国民の教育権の思想に基づいて教育を考えれば、私立学校の教育も国民の教育権の一態様と思われる。すなわち、私立学校の特性は、主権者である国民の教育権が学校設置者の憲法的自由=私学の自由として現われたものとなる。私学の自由は国民の教育権の重要な一環をなしているわけである。⁽¹⁾

(1) 潟田賢治「私立学校法」有倉遼吉編教育法、法学セミナー基本法コンメンタール、日本評論社、p. 221。以下「私立学校法、日評」と略す。なお大沢勝「私立学校法、日評」p. 215。さらに兼子仁「教育法」法律学全集 16. 有斐閣、p. 93—94。

現行法におけるかかる私立学校の特性は、戦前の私立学校法制原理からの転換であった。戦前においては、私立学校の開設は国家の特許事業と考えられ、公教育体系の補助機能を果した。⁽²⁾憲法論として言えば、いわゆる国家の教育権の思想に連なるものであった。したがって、今日の私立学校の特性を理解するには、明治憲法時代の国家の教育觀から、現行憲法下の国民主権に基づく教育觀への転換があったことを理解しなければならない。しかし今日私学の教育を戦前と同じに理解する意見がなおある。福田＝安嶋氏は、私法人による私立学校の設置と私立学校の独特的校風、学風にその特性を見て、さらに、私立学校の教育の性質を「教育は国の事業である」とことと考え、「国は私人に対して教育事業を行うことを特許する」と述べている。したがって私立学校の公共性は「國が自ら行うべき事業を代って行っている」ことにあると主張している。⁽³⁾

私立学校の民主化を問題とする本稿においては、国家の教育権ではなくて、国民の教育権の思想を上台として先に進むことが大切である。転換の意味を充分に把握していないと、私立学校の「健全な発達」は国家主義に支配され、民主主義に逆行する恐れがある。

(2) 次に私立学校法第1条の私立学校の「自主性を重んじ」である。「教育は文化的・政治的主体としての国民が創造的に行うところの社会的營為」であるという考え方に基づいて、国民の教育権は考えられる。私立学校も国民の教育権に由来する。すなわち、私立学校は国民の教育権に基づく「社会的營為」、また「多様な国民の教育要求を十分にみたし、自由にして民主主義的な教育活動を保障」しようとするものである。ここに私立学校の自主性がある。⁽⁴⁾また、この自主性は「さまざまな国民の教育要求に応えるところに、私立学校の積極的な存在理由」を見るものであり、「この意味で、公教育機関としての私立学校開設の権利＝私学の教育権が容認され、私立学校の自主性の原理が確認された」ともいわれる。⁽⁵⁾だが、私立学校法の自主性は、国民の教育権に積極的に応えようすることに留まらないであろう。国民の教育権の前提であり内容でもある実体的な「多様な国民の教育要求」あるいは「さまざまな国民の教育要求に応えなければならない課題としての自主性も私立学校法には含まれているであろう。したがって、私立学校の独自性

(2) 大沢「前出」

(3) 福田繁＝安嶋彌「私立学校法詳説」玉川大学出版部、昭和25年、p. 70—71.

(4) 浦田「前出」

(5) 大沢「前出」p. 215—216.

私立学法の「民主化」について

や建学の精神自体が、国民の教育権の先取りとして積極的な応答の側面をもつと共に、国民の教育権に由来する民主化の緊張関係の中に置かれ、絶えず自己存在の弁証を求められる側面ももっていると思われる。

以上のような自主性の理解をもつと、「自主性を重んじ」とは、私立学校が自主的・主体的に国民の教育権に応えようとする「重んじ」ことになる。行政官庁は私立学校の「自主性を重んじ」て、私立学校が本来の自主性を發揮できるよう側面から援助する責務を持つことになる。したがって、「自主性を重んじ」とは「教育行政の上において」「第1に自主性を重んずる意味において、私立学校に対する行政官庁の監督権を制限し、無用の干渉が行われないようにされたこと」に留まらないものではなかろうか。⁽⁶⁾

(3) 最後に私立学校法第1条の「公共性を高める」である。

a. 私立学校的民主化と公共性とのかかわりを考えるのに、浦田教授の次のような意見は参考となる。すなわち「敗戦後、教育刷新委員会は、私立学校の改革構想をうちだした。この構想は、一方で経営主体の民主性と公共性を高揚するため、財団法人の学校法人化を主張し、『学校法人法』の制定をすすめた」。⁽⁷⁾

浦田教授は、教育の公共性を「公けの性質を有する教育事業」であり、「究極において教育、研究作用の性質」であり、「教育の作用が社会公共のためのものとして公けの性質をもること」であると解する。そして「私立学校法は、私立学校の公共性を主として学校法人の組織および運営の側面において確保しよう」としている。⁽⁸⁾ このように、私立学校の公共性を教育の作用にかかわっている「社会公共」の要請すなわち「社会的公共性」⁽⁹⁾としてとらえる。それを重んじ「確保」するものとして学校法人の組織と運営を考えている。学校法人の組織と運営における公共性の具体化は結局私立学校法第3章である。第3章は民法の財団法人との比較において考えられる。つまり社会的公共性の「確保」は民法の財団法人ではなく、私立学校法の学校法人の方が、「現実には、私立学校教育の眞の公共性を担保するには程遠いものがある」けれどもよりよいというわけである。したがって、筆者は、公共性という目的と、学校法人による「確保」という手段との関係にお

(6) 筆者は、私立学校の国庫助成を、私学の自主性の尊重からも考えたい。

(7) 浦田「私立学校法」有倉道吉編「解説教育六法」昭和48年版、三省堂、p. 208。以下「私立学校法、三省堂」と略す。

(8) 浦田「私立学校法、日評」p. 221.

(9) 兼子「前出」p. 96.

いて、浦田教授の意見を考えることができると思う。こうした目的と手段との関係があるとするなら、私立学校法の手段はどのような問題を孕んでいるであろうか。

b. さらに浦田教授の触れた「民主性と公共性」の関係を考えてみよう。教授は「民主性」を特別に定義してはいない。前後の文章の関連から考えてみたい。前述した文章⁽¹⁰⁾の「経営主体の民主性と公共性を高揚するため」とか、「私立学校法制定のねらい」の一つとして「経営主体を学校法人化し、これによる民主的公共的な運営組織をつくること」とかが散見する。前後の関連からすると、民主性あるいは民主的とは、前述した目的と手段の関係の手段にかかわりがあると思われる。すなわち公共性が目的を表わすとすれば、民主性は「私立学校の公共性を主として学校法人の組織および運営の側面において確保しよう」とすること、つまり運営組織という手段にかかわる。公共性と民主性とは目的と手段という関係にあるわけであるが、さらに、目的と手段の関係以上に公共性が民主性の内容そのものであり、公共性は民主性の異った表現であることも容易に理解される。それは、公共性という「公けの性質を有する教育事業」が、抽象的な国家のための教育でも天皇のための教育でもなく、取りも直さず、主権者たる国民のための教育であるからである。こうした民主化の理解は過程としての民主化の理解であろう。

そうすると、私立学校法による目的実現の手段は、目的実現にふさわしいものか、民主的な性格をどの位もっているか、民主的な性格をもっていないとすればその理由はなにか、また目的実現にふさわしく民主化することは、私立学校法において、どこまで認められるか。これらの問題を具体的に検討しなければならないであろう。

c. ところで、福田＝安嶋氏は、公共性を浦田教授のようには考えない。両氏は、前述したように教育を國の事業と理解し、私立学校の教育を國家事業の分担として考えるから、公共性を国家とのかかわりで考えている。社会とのかかわりでは考えない。それゆえに、かかる公共性は「国家的公共性」⁽¹¹⁾と理解して、社会的公共性から区別される。この国家的公共性の理解によれば「私立学校の健全な発達のためには……法人の運営自主が……教育的、公共的に行われる」必要があると言う。⁽¹²⁾ そしてこの「教育的、公共的」な

⁽¹⁰⁾ 浦田「私立学校法、三省堂」p. 208.

⁽¹¹⁾ 兼子「前出」

⁽¹²⁾ 福田＝安嶋「前出」p. 27.

私立学法の「民主化」について

法人の運営とは、「校長を必ず理事に加え、法人の運営に関する意見はいわゆる経営者のみによって行われることなく教育者の意見が反映するように」して、同族支配などの「弊害を改めて学校法人の民主的、公共的運営を図った」ことであり、「評議員会には、教員、学校法人の職員、卒業生などを加えて、学校法人の運営に広く学校関係者の意見を反映させる方法」をとったことに具体化する。⁽¹³⁾ こうした私学の近代化を含んだ意見は、私立学校の経営に第3者の意見を反映させる意図を持っている。まさにこの点で、私的な閉鎖性を第3者の参加によって打破しようとするものである。したがって、国家的公共性の機能は、経営に第3者の意見を反映させる、つまり第3者による経営の監督と制限を企て経営主体の主体性喪失をひきおこすのか、私学の経営の強化を目指すものかである。そして、監督と制限あるいは強化の方法として、民主主義が考えられている。とするならば、この民主化とは、国家的公共性の手段となっていて、目的となってはいない。それだから、国家的公共性は前述した社会的公共性とは対立する性質をもつと共に、民主主義の理解においても両者には大きな相違がある。いずれにしても、国家的公共性のための民主化とは自己矛盾を含んだ構造（主体性の喪失）でありうる。こうした二つの可能性を含む民主化の理解を、便宜上、反映としての民主化の理解と言っておこう。

(4) 以上のように検討したところの、私立学校法の特性、自主性、公共性と民主化のかかわりの問題点は、大沢教授の指摘するように、⁽¹⁴⁾ 次の3点と密接にかかわっている。すなわち ①私学教育行政組織の民主化 ②私学運営組織の民主化 ③民主的な私学助成制度の確立である。これらの問題点は同時に並行的に問題となろう。だが、私学教育行政組織の民主化も民主的な私学助成制度の確立も、個々の私学運営組織の民主化を実現しないでは容易に實現しないであろう。それゆえに本稿の主たる目標は、私立学校法における私学運営組織の民主化を徹底して追求することになる。

今、大沢教授の分析を紹介すれば、次のようである。すなわち、「私立学校が、国民の教育権を保障する公教育機関として存立できる基本条件の一つ

(13) 福田・安嶋「前出」p. 28—29。なお田中耕太郎「教育基本法の理論」有斐閣、p. 657—658によれば、私立学校の自由は、学校教育の公共性の見地すなわち「教育はそれ自体公共性をもっている」ということ、さらに「学校はその大衆性と社会性の故において顕著である」ということから、「私立学校的教育の充実とその経営の健全化」において国家の監督を受ける。

(14) 大沢「前出」

は、なによりも、私立学校自体の民主的な経営、管理運営組織が確立される点にある。私立学校の経営主体として学校法人を組織し、その運営の民主化を図るために、理事会の独善をチェックする機関として評議員会を設置したのも、不十分ながらその一つの試みである」と。しかしながら、民法の規定に基づく財団法人の不備から、「私立学校の公共性を支えるに足る特別法人として、学校法人が創設された」とも述べている。そして「現実には、私学の公共性を十分に認識しない理事会の存在や形式だけの評議員会など、本法施行20年以上を経たこんにち、学校法人の組織と運営は、まだ十分に、その民主的機能を果たしえないでいる」と。

本稿で論すべき問題点もかなり絞られて來たので、以下論じられる主要な疑問を、大沢教授の指摘に立っていくつか出すと、次のようにある。

第1に、「私立学校自体の民主的な経営、管理運営組織」の確立のために「学校法人」を組織し、「その運営の民主化を図るために、理事会の独善をチェックする機関として評議員会を設置した」とあるが、学校法人の中心にある民法の財団法人の理論はこの「民主的な経営、管理運営組織」の理論とどんな関係に立つであろうか。

第2に、「理事会の独善をチェックする機関として評議員会を設置した」が「学校法人の組織と運営は、まだ十分に、その民主的機能を果たしえないでいる」、すなわち「運営の面」において問題があると言われている。たしかにそうした「運営の面」のまざさはあるであろう。だが、評議員会が理事会をチェックできない理由は、私立学校法が、理事会主導型の経営、管理運営組織を採用していて、評議員会を理事会の諮問機関として原則的に位置づけていることにもないであろうか。そして例外的に評議員会が議決機関となるとしているのは、なぜであろうか。

第3に、私立学校法の基礎にある民主主義の理解は、どのようなものであろうか。そして私学運営組織の民主化を徹底して追求するには、どのような民主主義の理解がふさわしいであろうか。また、評議員会を議決機関にすることは、すなわち原則でなくて例外の方を民主化のために選ぶことは法思想史的にどのような意味を持つことであろうか。

2 戦後民主化について

私学の民主化が具体的に述べられたのは教育刷新委員会(=教刷委)の第1回建議「私立学校に関すること」においてであった。そこで歴史的事実の認

私立学法の「民主化」について

識としてこの建議の内容を検討するに先立って、教刷委をとりまいていた戦後民主化一般について概観し、教刷委の背景と特徴を知ることにしよう。

(1) 戦後民主化はポツダム宣言に発している。⁽¹⁾ その内容は実質的にはアメリカ軍単独の日本占領政策によって具体化された。周知のことであるが、占領の基本方針は非軍事化と民主化であった。基本方針に添って各種の民主化政策が出された。石田教授によれば占領政策の特徴は占領の諸段階によって変る。第1期と第2期の変化はおよそ1947年(昭和22年)から48年(昭和23年)にかけてその境がみられ、第2期と第3期の境目は1950年(昭和25年)の朝鮮戦争である。

a. まず教刷委が「私立学校に関すること」の建議を出したころ、すなわち第1期の占領政策の特徴は非軍事化と民主化とにあり、しかも非軍事化と結びついた民主化であった。アメリカは日本の軍国主義、超国家主義が政治的・社会的・経済的な深い根源をもつと印象づけられていたから、占領政策を開拓するに当って、単に狭義の武装解除だけでは不充分で、さらに広汎な非軍事化を必要と考えた。ここに天皇制、財閥、地主制から宗教、教育に至る一連の民主化政策がとられるに至った。だが、かかる非軍事化と民主化には、「日本がふたたびアメリカ、あるいは世界の平和と安全に対する脅威とならぬよう保証すること」という枠がはめられていた。したがって、一方で、日本政府を批判している民衆運動の食糧メーデーも占領軍当局は日本占領の基本目的およびその安全を侵すものとみなすことができた。その結果は、占領軍当局は日本政府を支持することになり、日本民主化の不徹底さについて政府の責任を追求しようとする民衆の動きに制約を加えた。他方、占領軍当局は原則として間接統治方式をとり、日本政府を利用したが、日本政府自身も、民衆運動に対するとき、間接統治方式を利用して占領軍の権威を背後におくことができた。このことは、食糧メーデー後も高まり行く労働運動の中で、政府が社会秩序保持に関する声明(生産管理否認、大衆運動取締)を出したことに如実にあらわれているであろう。

b. 次に占領軍の強制による民主化政策の自己矛盾の問題である。それは民主主義と占領軍による強制ということとの間にある矛盾である。ある点で、確かに自由たることへの強制というそれ自身矛盾した要素を含む民主化政策

(1) 以下主として石田雄「破局と平和」日本近代史大系 8. 東大出版会, p. 153 以下によっている。「民主主義への強制」については更に松沢弘陽「日本における民主主義の問題」岩波講座現代 12. p. 317 以下参照。同じく市川昭午「近代教育史」教育学全集 3. 小学館, p. 225—226.

が日本政府に実行を求められた。ところが別な点では、まさに民主主義なるが故に占領軍当局の強制の契機が後退し、それゆえに民主化政策を立案するべき日本政府や委員会が民主主義の定義や解釈権を民衆運動に対して独占する可能性ももったのである。

非軍事化と結びついた民主化のもつ弊がアメリカによって変化し、さらにその変化に応じて行く日本政府の巧みな保守的立ち直りの傾向は、世界的な冷戦構造の激化とともに、第1期から第2期、そして第3期に入るに従って増大して行った。私立学校法が成立したのは、第2期の末期においてであった。

(2) では、かかる占領第1期の民主化政策の中で教育の部門はどうであったかを見て行こう。

a. 教育の民主化⁽²⁾がはじまったのは、占領第1期においてであり、この民主化に具体的な内容と方向を与えたものはアメリカ教育使節団の勧告であった。使節団の来日（昭和21年3月）に備えて準備するように占領軍当局は日本政府に求め、ここに使節団の任務に協力する日本側教育家の委員会⁽³⁾が作られた。この委員会の構成と任命の仕方の非民主的な側面と、任務や活動の民主的自主的な側面との間にはズレがあった。こうしたズレは後の教刷委にも見られるので、教刷委の性格の分析と検討のときに、ズレの意味を論じよう。さて、かかる教育家の委員会の協力の下に使節団は報告書⁽⁴⁾を作成してマッカーサーに提出し、日本政府に勧告した。報告書は、民主政治下の生活のための教育制度の基礎が「個人の価値と尊厳」にあるとして、「それは各人の能力と適性に従って、教育の機会を与えるように組織される」ことにあるとする。そして「日本自身の中で経済的および文化的生活の精神的指導をなすに当って、日本が最も頼りとすべきただ一つのもの」は日本自身の公私立の高等教育機関で教育され訓練された男女である。こうした位置にある公私立の高等教育機関の間には「一部の私立学校における宗教教育を除いては、官公私立の学問間になんら本質的な相違は存在しない」。さらに私立学校に国家は積極的な援助をすべきことも述べられた。以上報告書に見られる私立学校の本質的な位置と財政援助の指摘は正当なものであった。まさに官公立学校教育に偏った「戦前のわが国の教育の欠陥を鋭く批判し、教育の民主

(2) 概観するには兼子仁「教育法」法律全集 16. 有斐閣, p. 65 以下参照。

(3) 南原繁「戦後教育制度改革の意義」教育の思想、戦後日本思想大系 11. 築摩書房, p. 81 以下仲新「日本現代教育史」教育学叢書 1. 第1法規, p. 135—142.

(4) 全文は「戦後日本教育史」戦後日本教育史刊行会, p. 27 以下参照。なお仲「前出」参照。

私立学法の「民主化」について

化、近代化について基本的な改革を提案している」⁽⁵⁾と報告書を評価できるであろう。

b. 使節団のなした報告書の勧告は、昭和21年8月に設置された教育刷新委員会に踏襲された。⁽⁶⁾すなわち教刷委は、日本側教育家の委員会を改組拡充して設置されたのである。内閣直属の教刷委は、第1次吉田内閣の文部大臣田中耕太郎の下で作られた。教刷委は「内閣総理大臣の所轄」として内閣の諮問に応じ答申するだけでなく、「教育に関する重要事項の調査審議」を行い、「調査審議の結果を内閣総理大臣に報告」することができた（「教育刷新委員会官制」第1条⁽⁷⁾）。委員は50人内で、臨時委員も置かれた（同2条）。そして委員と臨時委員は「政治、教育、宗教、文化、経済、産業等の各界における学識経験ある者の中から内閣総理大臣の奏請によって」内閣で任命された（同3条）。委員の任命の仕方は政府によって決定されたらしい。そして委員の構成の仕方を見ると、教刷委官制の「各界における学識経験ある者」から任命されるはずであったが、実際には教育関係者に偏していた。⁽⁸⁾ところが田中文相の考えでは⁽⁹⁾、教刷委が「教育のあらゆる分野に於ける代表的な権威者を網羅」しているのは、「教育が本来教育家の手に依って行われなければならず従って教育の改革に就ても教育関係者自身がイニシアチーヴを執るべきであるという民主主義的の傾向を反映するもの」であるという公定的な判断があった。

より詳しく教刷委の構成を検討して、教刷委の性格を浮び出させてみよう。以下鈴木論文⁽¹⁰⁾によれば、教刷委の全62名（異動を含む）の構成を見ると、官公私立大学学長、旧高専校長17名、中小などの校長9名、大学教授14名、教育専門家2名、教員組合1名であり、学会、教育界から43名と約3分の2を占め、残り3分の1は代議士6名、官僚4名、経済界3名、その他6名である。したがって教刷委は、「旧学士院的、一種の教育名望家の支配」と言え、他方学長、校長26名、大学教授14名という構成に対して、わずか組合代

(5) 仲「前出」p. 153.

(6) 「教育刷新審議会要覽」文部省、p. 1. 教刷委は後に「教育刷新審議会」と改称した（昭和24年6月）。

(7) 「前出」p. 158.

(8) 仲「前出」p. 158.

(9) 「教刷審要覽」p. 9.

(10) 鈴木英一「戰後日本の教育改革思想——とくに自由主義的知識人の戰前批判とその形成基盤について——」北海道大学教育学部紀要第10号、1964. 6. p. 18以下。同じく市川昭午「前出」p. 232—233。

表1名のほかは一般教師が全く選ばれていないことは、教育界トップレベルの支配であって、「国民的基盤からは遊離している」⁽¹¹⁾ ものであった。次に、教刷委の活動自体を見ると、「たしかにこの委員会はS C A P からも日本政府からも完全な自主性が認められ、委員は自由な審議や討論をすることができた」といわれている。⁽¹²⁾ 田中文相は確かに教刷委の自主性を強調し、教刷委が「全然官僚的要素を含んでいない」⁽¹³⁾ と述べている。だが、教育家の委員会の場合に見られたと同じく、任命、構成の仕方の非民主的な側面と、任務、活動の民主的自主的な側面との間に、ズレがやはり見られるのである。言い換えると、「このような委員構成が教刷委の性格を示すものであり、その後の審議および建議の内容にも影響を与えている」⁽¹⁴⁾ ということである。そして後述する教刷委の第4特別委員会である「私立学校に関すること」の委員会議事録の検討で明らかになるように、委員会の自主性自体が、文部官僚の強いコントロールの下に置かれ、審議方向そのものが文部官僚によって大きく決定されていると言えるほどのものである。しかも、かかる文部官僚の指導性は第1回の教刷委の総会すでに現れている。すなわち山崎匡輔文部次官が「現下教育上緊急に解決を要する諸重要問題について」説明しているのである。⁽¹⁵⁾

c. さて、教刷委と私立学校とのかかわりを以下見てみよう。当初、すなわち昭和21年8月10日付で教刷委の委員38名が任命されたが、⁽¹⁶⁾ そのうち私学関係者は9名であった。そこで、昭和21年9月28日に成立した私学団体総連合会は、「私学の意向を充分に反映させて、私学の振興策を建議させるには私学関係者の委員が余りに少数であり、かつその審議に意を尽し得ないものがあるとして、政府等に対し強力に私学関係者の追加任命方を申し入れた」⁽¹⁷⁾ のである。その結果、次々に私学関係者が委員と臨時委員に任命され、合計12名も増えた。

ちなみに、第4特委の構成を見ると、⁽¹⁸⁾

主査 上野 直昭 東京芸術大学長

委員 星野 あい 津田塾大学長・私学団体総連合会評議員

△ 高橋誠一郎 廣應義塾大学総長代理（後に潮田江次廣應大学総長・私学団体総連

(11) 同旨、市川昭午「前出」p. 233.

(12) 市川「前出」p. 232.

(13) 「教刷審要覧」p. 9.

(14) 伸「前出」

(15) 「同上」p. 17以下。

(16) 「同上」p. 136 以下。

(17) 「日本私学団体総連合会史」日本私学団体総連合会史編纂委員会、p. 243.

(18) 「教刷審要覧」p. 123 以下を主として参考にし、筆者が補った。

私立学法の「民主化」について

（合会理事・評議員に変る）

- 〃 川本宇之介 東京ろう教育学校長
- 〃 田川房太郎 元曉星中学校長
- 〃 柿沼 吾作 東京大学教授
- 〃 高橋 隆道 元東京農林専門学校長
- 〃 島田 孝一 早稲田大学総長・私学団体総連合会理事・同評議員
（以上は昭和21年8月10日委員に就任）
- 〃 吳 文炳 日本大学総長・私学団体総連合会会长・同理事・同評議員
（同年10月3日就任）

- 臨時委員 稲方 弘毅 元和洋女子専門学校長・私学団体総連合会理事・同評議員
〃 児玉 九十 元明星学校長・私学団体総連合会理事・同評議員
（以上は同年10月10日就任）

したがって、第1回委員会の開かれた昭和21年10月18日までをみれば、私学関係者は、11名中7名を占めている。8月10日までは8名中4名で半々であったが、その後私学関係者のみ3名が増えたわけであり、しかも吳私学団体総連合会会长が教刷委の委員として第4特委に入ったのである。それゆえに私学団体総連合会は、「本会と同審議会（=教刷委の名称は後に教育刷新審議会と变成了）とは表裏一体の関係にあった」⁽¹⁹⁾と誇ることができたのである。しかし、自主性を強調し、非公開で世間には秘密主義であった⁽²⁰⁾教刷委が、いとも容易に外部の強力な経営者団体の影響を受けていることは、なにを示すものであろうか。今第4特委と私学団体総連合会との交渉関係を、第4特委の議事録でみれば第1回の委員会において、⁽²¹⁾第4特委の主査は、本日教刷委の委員の1人が私学団体総連合会に出席していること、私学団体総連合会が教刷委に働きかけていること、私学団体総連合会の私学振興の決議との決議を受けた衆議院の私学振興に関する決議⁽²²⁾を報告している。さらに第2回の委員会では、⁽²³⁾私学団体総連合会の方から主査に申し入れがあり、財政援助について6、7人と会ったことが主査から委員会に報告されている。最後に、第4回の委員会では、⁽²⁴⁾私学団体総連合会に文部省の松井大学教育課長も出席し、司令部からは、大学高等専門学校係のウィグアスウォース、

(19) 「日本私学団体総連合会史」p. 17.

(20) さらに、教刷委第4特委議事録を見ると、速記中止を命じて委員たちが審議したことはずらしくはなかった。

(21) 昭和21年10月18日委員会。

(22) 衆議院昭和21年10月3日、「近代日本教育制度史料」第31巻、p. 559以下。「私学団体総連合会史」p. 4以下。

(23) 昭和21年10月25日委員会。

(24) 昭和21年11月8日委員会。

その部員のマックブラインド中佐が出席したこと、アメリカがわから、私学はこうやれとはいいたくない、私学と政府で協力してもっとも良い方法を考案して実施すべきだ、そうでないと永続しないから、連合会には賛成である旨の発言があったことが報告されている。

以上のように、占領第1期下の教刷委では占領軍当局の強制の契機が後退し、政府・文部官僚、そして旧学士院的一種の教育名望家が、私学の民主化を国民に対して独占できた。だから、教刷委と私学側との交渉経過を見ると、教刷委の第17回総会でなされた「私立学校に関すること」の建議事項が、教刷委の非公開な自主的な密室の論議から作り出されたものではなくて、経営者団体たる私学団体総連合会との緊密なつながりの中で出されていることに、筆者は注目したい。すなわち経営者団体たる私学団体総連合会が賛成する程度の内容が建議事項となつたのではないかということを筆者は想像するのである。また逆に私学団体総連合会が経営者団体であって、一般教師や学生などと遊離している程度が、教刷委の国民的基盤から遊離している程度をも暗示しているのではないかということも筆者は想像するのである。⁽²⁵⁾

3 教刷委の建議について

(1) では教刷委の第17回総会（昭和21年12月27日）で採択された「教育刷新委員会第1回建議事項」の「私立学校に関すること」⁽¹⁾の内容を検討して、私学の民主化がどのように考えられているかを調べてみよう。

当面問題となるところを掲げると、

「私立学校の基礎を確実にするには、学校経営主体の健全な発達を助成し、これに公共的民主的性格を付与するため、これを民法法人とは別個の特別法人とすることが望ましい。このためには、学校法人法を制定し、次の諸点を考慮すること。（1、4以下略）

2 理事には教育者側の代表を含めること。

3 評議員会を設置して、理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を具申することができるような民主的方法を講ずること。」

⁽²⁵⁾ 伊ヶ崎暁生＝雄田登「私学の歴史」新日本新書26, 1967. p. 89, 91, 96-97は、この建議事項を積極的に評価する（戦後民主教育の制度的確立の流れ、私学の私的性を克服の努力、民主勢力の運動の成果の反映）が、本稿では、かかる評価の前提にある民主化と教刷委の性質そのものの再評価を試みたいのである。

(1) 「近代日本教育制度史料」第19巻、大日本雄弁会講談社、p. 250. その他「戦後日本教育史」p. 162—163、「私学団体総連合会史」p. 244—245.

私立学法の「民主化」について

である。この総会採択の建議事項自体は、教刷委の第17回総会議事録にも、第4特委の議事録にもみられない。第17回総会では、第4特委の中間報告が一部分あるのみである。前もって文部省の方で事項を整理し建議事項を作文しておいて司令部との連絡協議に連絡委員（S・C）が当たったのではないかと思われる。⁽²⁾ それはさておき、建議事項の内容は実質的に第4特委で論議されている。以下第4特委の論議を次の順で検討して行きたい。

第1は、学校法人を作る理由について

第2は、評議員会の設置について

第3は、教育者側の代表について

a. 学校法人を作る理由について

(a) 民法法人でなくて学校法人がこれから私学の法制度にふさわしいという議論は、第2回委員会⁽³⁾で出て来た。稻田学校教育局次長は「民法上の第34条⁽⁴⁾ 法人では運営上の矛盾もあるし、又監督上の不徹底の点もあるので、今度の学制改革に際して、一般の教育基本法の基準に基いて、そういう点も考えなければならない」と述べて口火を切った。第4回委員会⁽⁵⁾では、日高等学校教育局長は「学校法人がよい。学校というものは営利事業でないのだということを明らかにすること」を述べ、稻田次長はこの日、第17回総会の建議や将来の私立学校法の基礎となるような話を詳細に展開した。この話は明らかに当時の文部省の意向を第4特委に示したものである。

稻田次長：

「民法の認可は従来ご相談づくでやって來たが、文部省、地方庁の内規でやる。そうでないと認可しないぞと、實際は強い行政裁量であった。新憲法では行政裁量の範囲はなるべく縮少致しまして、公知主義あるいは議会でもって公正に協賛をえた法律によってなるべく細かい点までご相談願って、その上で色々の組織を考えて行く、そして私立学校を設立する。こま

(2) 建議事項の作成自体は、たいてい文部省で行つたらしい。例えば「私立学校に関すること」について、第4特委で内容を検討している際に、文部省側で論点を整理して第4特委に積極的に提出しており、さらに第10回委員会（昭和21年12月19日。この日付は第17回教刷委総会の8日前の日付になる）では稻田次長が「条文ができつつある」と述べている。この「条文」が何か明確ではないが、前後関係から建議事項ではなかろうかと思われる。なお連絡委員については、「教刷委要覧」p. 124と、市川「前出」p. 232を参照。

(3) 昭和21年10月25日。

(4) 「祭祀、宗教、慈善、学术、技芸其他公益ニ関スル社團又ハ財團ニシテ営利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得」。

(5) 昭和21年11月8日。

かい点としては①理事の構成について、今迄色々のお話合で、理事の中には学校の教職員が入った方が宜いということで、色々の紛争の場合等にもそういう処置にして、解決した場合がある。あらかじめ理事の中には必ず教職員、あるいは学校長を加わるべきものであるかどうか。そういう意味で学校教育の運営の責任者がどの程度まで学校経営に入るべきかというようなことも、学校法人法の設定の一つの問題である。②又役所とのつながりに於て、理事長はとにかく、学校行政の非常に重要な役割をなすので、その就任については主務官庁の許可を受けるという規定ができるだろうし、なお役員の構成について色々な考えがあるが、役員以外に、教職員、あるいは父兄、あるいは学校の卒業者というような者が経営にある程度参与する方が、今後の民主的組織としては適当でないか。そんなことを前提として仮に考えれば、理事の構成の中にそういうものを加わえるか、あるいはそれが非常に不便であれば、別になにか評議員とか、あるいは運営委員会といったものをそこにおいて、教員とか、父兄、卒業者がそれに参画致しまして、学校行政の特殊の重要事項についてはその諮問に応じたり、意見を述べるというような組織を公的に決めてはどうか。③監督権限を法規できめる。どの程度にするか。こうしたことは民法からは出てこない。免税、保証など國の保護を受けるには私立学校は國の管理の下に立たなければならない。」

こうした文部官僚の説明に対して、一方で民法法人とは別個の学校法人を作ることに委員は賛成しつつも、他方で私学援助とひきかえに文部省の私立学校に対する監督強化の可能性に不安を表明した。すなわち、文部省側は、新憲法の法律による行政によって認可についての行政裁量の範囲を狭めようとしているのに、「私学の振興上特別法人を作る」ということ、すなわち財政援助のための学校法人ということを表明したからである。以下論議を見てみよう。

日高局長：

「個人が經營しているということでなしに、教育そのものの公共性ということをはっきりさせれば必要に応じて國家が保護するということが合法的に根拠づけられる。きゆうくつととられる点もあるだろうが。」

児玉委員：

「経験上賛成。今迄の不完全な民法によってそれから内規によってやるということはよくない。様々な弊害が起ってくる。——一ぺん私学団体に意

私立学法の「民主化」について

見を聞いてはどうか。」

舛方委員：

「大体個人的経営になっておって、偶々財團法人でも非常に不透明な経営の仕方をしている。私学の信用も害される。特殊の扱いが必要。監督の権限も強化される恐怕もしかし感じる。角をためて牛を殺すことにならないか。むしろ私学に公共性をもたせる。それから私学の教員の身分を保証する（＝建議事項の「4 教職員を法令によって公務に従事する職員とみなすこと（留保）」に関することを指していると思われる）というような積極的に私学を守立てて行くとか助成するとかいう見方に立つ学校法人が望ましい。監督の面を強化した案ができるとかえって私学の経営を非常に困難ならしめ、きゆうくつにする。助成の方に主力をおいて、監督の方面はごく簡単に私学の団体にある程度の監督を委ねる。」

第3回委員会⁽⁶⁾で大蔵省主計課長を招いて私学の財政援助に関する意見を聞いたことと関連して、助成に伴う私学の監督強化が大蔵省との関係で出て来ている。そこで

高橋（隆）委員：

「与えたときにはなにか引しめて行かないと与えられないという気持が多分に大蔵省にあると感じられた。文部省はそれで、一種の補助をもらう為にそういうことを考えに入れて強く監督権を入れたか。しかし、一亘条文になってしまふと見透しが附かぬ。私学の意見を聞くことである。」

日高局長：

「その通り。建前だけはなんとかして、金でもなんでも貰う。援助を受ける法律上の手がかりをつくる。質問の心配はある。」

上野主査：

「私学の振興上特別法人を作るというのですね。」

日高局長：

「その通り。主目的じゃない。教育は公共性をもっている。官私区別ない。学校法人をつくる。公立が補助を受けられるなら、私立も受けられるようにな。」

以上の論議を通して、前述した矛盾、すなわち、一方で私立学校の認可を新憲法によって法規数量的に考え、文部省の権限を限定しようしながら、他

(6) 昭和21年11月1日。

方で財政援助のための学校法人による私学への監督強化を考えるという矛盾は、結局、日高局長の言うように、官私区別なく「教育は公共性をもっている」という考え方から是認されている。そうすると、「教育は公共性をもっている」という考え方の内容によって、この矛盾の性質も明らかになるであろう。そこで教育の公共性の意味内容の検討が必要となろう。以下の説明の中で、この検討を行いたい。

(b) 第5回委員会で、⁽⁷⁾ 稲田次長は、私立学校法人の論点を整理して詳細な意見を述べた。すなわち論点としては

「①現在私立学校は財団法人、社団法人、又は私人によって経営されているが、現行のまま認めてよいか。新しい法人法が必要か。②学校教育の特殊性を鑑み、民法とは別個の特別法人とする必要がないか」

であるが、では積極的に「学校法人を特別法人とする理由」をどのように見るかと言えば、次のようである。

「学校教育の公共性という観点に立つことは学校経営主体に民法法人以上の公共的性格を与えることが必要とされる。

このためには左の方法をとる。

- (1) 運営委員会の設置による自治的方法
- (2) 公益の代表者として主務官庁が法人の運営を監督する方法
- (3) 国、公共団体が貸付、保障、その他の財政的援助を与え、発達を助成する方法

教育という特殊性を非常に考え、公共性が強いから、一般法人と区別することに新しい法人の主たる性格があると見ると、教権の独立、あるいは経営の民主化という観点から、単に理事者だけが、経営するのではなく、運営委員会といったような教職員あるいは学校関係者、生徒父兄の代表といったものを入れた民主的組織によって運営を図るのがよくはないか。ここに代表者という意味において、公益の代表という観点において主務官庁が運営にある程度関与する必要がないか。学校教育の観点、学校の特殊性という観点から、特に法規が必要。一面これは先般申し上げたように、補助、貸付、保障、国家財政援助をするには、やはり公益という見地からして、公益の代表者としての官庁が一面監督というような面を用いなければならないのではないか。そうしたことは今の民法法人では足りないのでないか。」

稲田次長の説明から、前述した日高局長の教育の公共性の意味内容が明ら

(7) 昭和21年11月29日。

私立学法の「民主化」について

かになると思われる。すなわち、稲田次長によれば、学校教育の公共性は、私学の経営主体たる理事者すなわち私人と対比されている。そしてこの公共性は私人に次の方法によって付与されうるものである。すなわち、一つは経営の主体でない第3者すなわち教職員、学校関係者、生徒父兄を関わらせる「自治的方法」であり、そしてこの方法を経営の民主化と言い、さらに公益の代表者として主務官庁を関わらせる方法とを言っている。つまり公共性とは民法の財團法人のもつ私的閉鎖性を打破することを意味している。そして民主化は公共性の下位概念であり、手段であって、目的とはなっていない。

①私的閉鎖性を打破できる正当性の根拠は、「学校教育の公共性」という、また官私区別なく「教育は公共性をもっている」という思想にあるであろう。そうすると、筆者は、かかる思想の前提に、「問題整理と問題提起」において述べた国家の教育権があると考えないわけにはいかない。「教育は国の事業である。従って、私が教育事業を行う場合にも国家的必要に基いて、これを特別の監督に服させるべきもので、国は私人に対する教育事業を行うことを特許するものであるという考え方」⁽⁸⁾が、稲田、日高文部官僚の発想の中に見い出されないであろうか。それゆえに、国民の教育権に基づいて学校法人の公共性が考えられているとは言い難い。私学の経営主体たる理事者が権利として私学の自由を持つならば、主務官庁が公益の代表として私学の自由を制約することは自明ではないはずである。そもそも自然法的な権利ではなくて國によって与えられた特許だからこそ認可を受けた私学に主務官庁をかかわらせても私学の自由が侵されるとは考えられていないでなかろうか。②また正当性の根拠に、公共性を付与する「経営の民主化」という考え方がある。すなわち、稲田次長は、公共性が学校法人の主たる性格とみるために、「教権の独立、あるいは経営の民主化という観点から、単に理事者だけが、経営するのではなく、……教職員あるいは学校関係者、生徒父兄の代表といったものを入れた民主的組織によって運営を図る」。経営の民主化は経営主体たる理事者の制約原理となっている。ところで、制約原理として理解された民主化については、2つの可能性がある。その一つは筆者が前述した過程としての民主化の場合である。この場合には、民主化は目的と手段の双方にかかわる不断の自主的な過程と考えられていた。それであるから、民主化は社会的公共性の実現手段として働きうる。また、過程としての民主化は政治制度にならって目的を実現する手段として議決機関と執行機関とを、そして同時に両者の

(8) 稲田・安鷗「前出」p. 26.

分立とを要求するであろう。執行機関は、議決機関の定立した規範を執行することになり、両機関は制度的に分立する。かかる過程としての民主化の理解からすると、理事を制約する経営の民主化は、経営の第3者が議決機関を構成し、そして理事が執行機関となることを意味するものである。もう一つは、経営主体の第3者がなんらかの形で理事者にかかわる反映としての民主化という参加方式の場合である。このさいには、①理事者の中にまで第3者が直接入ると、理事者と第3者との対立緊張関係の緩和が生れ、理事者の主体性喪失の可能性が生れることと、さらに②逆に、理事者が自らの権力強化のために第3者をなんらかの仕方で自己の中に組み込むことが考えられる。以上大きくは二つの場合が経営の民主化について考えられるので、より具体的に経営の民主化が問題となつた運営委員会構想や評議員会をめぐる論議の時まで、経営の民主化の意味内容の検討を延ばしておこう。

b. 評議員会の設置について

(a) 第6回委員会⁽⁹⁾では、まず「学校法人の役員選挙方法」が問題となつた。すなわち、「学校の経営を民主的にしたいという精神」(日高局長)、あるいは「多くの者を学校経営その他に参加させるという趣旨」(川本主査代理)で卒業生、父兄、教職員、学校労働者の中から選ばれた運営委員会、評議員会、維持委員会そういうところから理事、監事を選ぶ、長は互選などが言わたった。そこで運営委員会と評議員会との関係が問題となつた。だが結局「従来の評議員会というような、大体において活動の輪郭のわかるもの」(日高局長)において選出方法の一一致が生れた。そして評議員会もないところさえあるようだからということで、評議員会の設置を義務づけることで一致が生れた。さらに評議員会そのものの内容が問題となり、評議員会が諮問機関であるか、議決機関であるかが論じられたのである。

まず運営委員会から見て行くと、春山文部事務官は理事、監事の選出母体として「運営委員会、評議員会、維持委員会」をあげた。そこで稗方委員は運営委員会と評議員会との関係を問うたところ、春山事務官は次のように答えた。

「理事会が学校の事業を執行して行く。その執行の場合に、運営委員会をあたかも政府に対して議会があるような形で考えた。従来は評議員会があり、理事を選出する、理事会を監視するということでなく、理事会と常に

(9) 昭和21年11月22日。

私立学法の「民主化」について

連絡して、意見が反映して、仕事をしやすくするためにこの運営委員会をつくる」

この意見は、理事の選出方法や運営委員会と理事会の協調性の点で、かなり議院内閣制に近い理事会構想であると言えよう。

川本主査代理：

「どうやって選ぶか。腹案は？」

春山事務官：

「卒業生、父兄、教職員、学校功労者の中から選ぶ。選出方法は広く考える」

稗方委員：

「評議員会が運営機関（＝運営委員会）に代ると考えられる」

春山事務官：

「従来での言えば、維持委員会とか評議員会とかいう形であったのと似ている」

運営委員会は、評議員会（また維持委員会）に似ているのだが、評議員会以上に理事会との関係が協調的に把握されているようである。例えば「従来は評議員会があり、理事を選出する、理事会を監視するということでなく、理事会と常に連絡して、意見が反映して、仕事をしやすくするためにこの運営委員会をつくる」と述べられている。まさに「この案はできるだけ、学校の経営を民主的にしたいという精神でた」（日高局長）というように、民主化が理事会に広く意見が反映することにおいて理解され、具体化として評議員会ではなく運営委員会が考えられたらしい。この運営委員会構想では、従来の評議員会の理事会チェック機能などが後退していることは重要な傾向である。それゆえに先に見た経営の民主化の理論的な方向として二つ考えられた場合の後者の反映としての民主化という参加方式が運営委員会構想にかかりをもつと思われる。

また、吳委員は、この運営委員会の性格を明らかにしようとして

「それは監督機関か、諮問機関か、経営機関か。唯諮問機関だけでなく、執行機関（＝理事会）の一部に入るらしい。どうか。単なる諮問機関では消極的になって積極性を全然もたない。しかし理事会だけに学校の経営を委せておかないで、卒業生、功労者その他の有力者が委員会を作るとなると、理事と同じような立場で学校の経営面に介入して行く。何かあった場合に、理事会の諮問機関としておいておくのか」

と春山事務官に問うたところ、春山事務官は「今まででは諮問機関のつもり」と答えた。したがって、ここでも、経営の民主化の理論的な方向として二つ考えられた場合の後者の反映としての民主化という参加方式が運営委員会構想には採用されていることは明らかである。しかも参加方式のうち、理事者が自らの権力強化のために第3者をなんらかの仕方で自己の中に組み込む理事会強化の方式が諮問機関たる運営委員会構想に採用されているのである。

以上から明らかなように、反映としての民主化は、議決機関と執行機関の権力分立と緊張関係を前提とする議院内閣制とは違うものである。

ところで、数人の委員は、従来からある評議員会の方を支持したので、文部官僚は運営委員会構想を取り下げる。すなわち、評議員会を支持した理由は、児玉委員の「民主主義からすれば評議員会と、それによって選ばれた理事会、これだけは不可欠」という意見や、稗方委員の「運営という言葉からすると経営に立ち入る。理事会との関係で問題となったことがあってあった」という意見や、高橋（隆）委員の「運営をとって、評議員会だけでよいのではないか」という意見に見られる。そこでついに日高局長は「運営は不適。執行機関か決議機関かあいまいだ。直してもらって結構」と述べたのである。

(b) 運営委員会構想は引っ込んだが、評議員会の内容は依然はっきりしていない。そこで評議員会の内容が問題となった。論議を整理すると、第1に春山事務官一呉委員の、評議員会を原則として諮問機関として位置づける線と、第2に高橋（誠）委員一児玉委員の、評議員会を議決機関として位置づける線とが真正面から対立していた。まず第1の春山一呉の線を検討しよう。

春山事務官：

「大体において、経理に関する事項、寄附行為の変更、合併、その他学校法人の運営に関する重要な事項、そういうものについての諮問と、更にそれだけでなく意見を具申する面ももつ」

呉委員：

「評議員会は、一面で諮問機関であり、他面もっと積極的な活動もする。定め方によって理事会と重複して来る。評議員会が積極的に動けば理事会はなくともよくなる。唯建議をするという程度ならよいが、決議をするというと執行機関になるから、それでは名前をかえた理事会が二つあるということになる」

春山事務官：

私立学法の「民主化」について

「執行機関ではなく、諮問機関であり、建議機関と考えている」

呉委員：

「それなら非常に必要であり、賛成である」

ところが高橋（誠）委員は、評議員会は「決議機関でしょうね」と反論した。

春山事務官は、そこで妥協的に発言した。

「消極的に諮問に応ずると共に、積極的に意見を具申する。決議をすることもできる。そういう二面をもっている」

呉委員：

「そこがはっきりせぬとこまる。それが決議機関なら、なんのための理事会か分らなくなる。単に執行するだけでなく、決議もそこでできなければ執行機関たる実質がないことになる。だから、それをも評議員会が取るといふと、理事会はなくともあってもよいとなる」

以上の論議を整理すると、春山事務官の動搖と妥協を別とすれば、評議員会は諮問・具申・建議をなしうる諮問機関であって、議決機関でも執行機関でもない。呉委員は春山事務官より強硬に、理事会が議決機関であり同時に執行機関であるべきだから、評議員会は諮問・建議をなしうる諮問機関でなければならないと考えている。なお、動搖と妥協を示した春山事務官は、理事会が議決機関であり同時に執行機関であるべきだとは、呉委員のように述べてはいない。後に考えてみなければならない問題点である。

次に第2の高橋（誠）一児玉の線を検討しよう。

高橋（誠）委員：

「慶應について言えば、評議員会はあくまでも決議機関であって、理事会が執行機関であります」

児玉委員：

「それがどこも通る通念だと思う。評議員会は無論諮問に応じてもよいが、主たる任務は、決議機関である。理事会は執行に当る。理事会だけがやるとなると専断となる」

稗方委員：

「賛成である。株主総会と同じである」

以上の論議は、明確に評議員会を議決機関に、理事会を執行機関に位置づけている。そして注目すべきことに、呉委員の主張とは反対に、議決機関と執行機関とを理事会が兼ねると「専断」となるという意見が出ている。さら

に、第10回委員会⁽¹⁰⁾でも児玉委員は「評議員会は決議機関で、執行機関は理事会である」と主張し、稗方委員は「大事なことは評議員会にかけるから諮問ということはいらないのではないか」と主張し、児玉委員は賛成した。

さらに稗方委員は、次のように述べた。

「評議員会は規則の変更、合併、予算と決算、その他学校法人の重要な問題に関する議決機関とすること、尚理事会の諮問に応じ、又理事会に意見を具申することができるとしておけばよい」

だが稻田次長は疑問を出した。

「意思決定は両方対等な力を持たせることになって、実際問題としては困るところがないか」

稗方委員：

「発案権だけ理事会にあるとすればよい」

稗方委員は評議員会を議決機関としつつ、なお理事会に対して諮問と具申を可能にしようとしている。稗方委員に対して稻田次長が「意思決定は両方対等な力を持たせることになって」しまうと述べていることは重要である。なぜなら、稻田次長は評議員会を議決機関とするなら、理事会と対等に意思決定をすることになると考えているからである。すなわち、稻田次長は理事会が議決機関と執行機関とを兼ねると考えているのである。したがって、稻田次長の意見は本質的には呉委員の主張と同じ内容をもっていると言えよう。とするならば、第6回委員会で春山事務官が理事会は議決機関であり同時に執行機関であるべきかどうか述べてはいなかったけれど稻田次長の考え方をあわせてみれば、文部官僚である春山事務官は、呉委員と同じく、理事会は議決機関と執行機関とを兼ねて考えていると言ってもよいであろう。

ところでこれまで述べた評議員会と理事会の関係の議論の対立は、どのようにして収斂したであろうか。収斂の可能性は二つあった。一つは、第6回委員会における柿沼委員の意見である。すなわち、

「学校法人を特別法人にする理由として、今までの理事、理事長というのも勝手でなかったかもしれないが、とにかく評議員会とか常議員と運営委員とか、そういうものが中心となるという精神で行くべきじゃないか。ある少数の理事者でやった今までの法人と異った法人にしようというのだから。理事会で決ったことを勧善にする傾向を少しあらためては。公共性を帯びた教育ということが特別法人にする理由とすれば、理事長、理事会

(10) 昭和21年12月19日。

私立学法の「民主化」について

、監事、評議員という他の法人の常識をもつてしたのでは無意味と思う。そして第3者すなわち学識経験者が入る必要がある。そうすると大学教育を商売にするという非難がうすらいでくる」

柿沼委員の主張を受けとめたのは呉委員であった。呉委員は「柿沼委員のいうようなら諮問機関でも議決機関でもないものになる。賛成する」と述べた。確かに呉委員の発言は柿沼委員を正しく理解していた。すなわち、稗方委員が柿沼委員に「評議員会と理事会を兼ねるか」と問うたところ、柿沼は次のように答えたからである。すなわち、

「私立学校は家族的にやる。教育に關係した法人においては大きな発言権をもつ評議員会長には校長がなる。校長中心でやる。事務的なことは理事長がする」

つまり、柿沼委員の言う評議員会の性格は、私学の校長を中心とする家父長主義と家族主義によって特徴づけられる。そのため明確な機関における機能と権限の分立の思想はほかされている。事務的なことは理事長がするのだから、柿沼委員の評議員会構想は従来の理事会と等しくなって、評議員会が校長を中心として議決機関と執行機関を兼ねてしまうことになるのでなかろうか。したがって春山一呉の線に、柿沼委員は行きつくであろう。

収斂のもう一つの可能性は文部官僚の強い指導性である。すなわち、第9回委員会⁽¹¹⁾に、文部官僚は第17回総会に提出するための「第4特委中間報告」資料を配布した。この資料によれば、第6回委員会においてなされた評議員会をめぐる論議が一方的にまとめられており、しかも春山文部事務官一呉委員の意見の線においてまとめられている。すなわち、

「評議員会は規則の変更、合併、予算その他学校法人の重要な問題について、理事会の諮問に応じ、又は理事会に意見を具申することができる」と

そのために、第10回委員会では、児玉委員、稗方委員が、第6回委員会でなされた高橋（誠）委員一児玉委員の線を繰り返さざるを得なかった。対立を文部官僚は討論において積極的に解決しようとしたとは見えない。むしろ、文部官僚は自己の主張を一方的に押し通そうとしていると筆者には思われる。

川本委員は「提案でもよい。諮問をとってもよい」（すなわち「理事会の諮問に応じ」が「理事会の提案に応じ」と修正される）と述べたが、稗方委員は「理事会の提案を審議し」と文部官僚案を修正して、評議員会を議決機

(11) 昭和21年12月12日。

関の地位にしておこうと努力した。上野主査は次のように述べて文部官僚案を支持したのである。

「しかし諮問に応じても充分に意見を述べることはできるでしょう。その意見を理事会が無視する訳にも行かないでしよう」

稲田次長：

「わたしの理解している 諮問と同じだ。諮問だって、その答申があった場合にそれを好い加減にしてよいわけじゃない。とにかく最高の意思決定は一つの機関でないといけない。諮問といつても軽い意味じゃないと思う」

上野主査：

「唯だ聞きおくというだけでないでしょうね」

そこで臨時委員の稗方委員もついに譲歩した。

「総会で（そうした方向が）承認されたのですね。——そのままで行こう」

上野主査と稲田次長の上ののような意見は、なによりも常識的、情緒的なものに思われる。すなわち、評議員会と理事会の間の法理論的な関係をめぐる対立が、理事会の常識的、情緒的な善意によって解決されているからである。稗方委員は一步一步後退してしまった。だがかかる常識的、情緒的な意見の裏では、議決機関と執行機関を兼ねそなえた理事会優位すなわち日本の政治一般において見られがちな執行権優位の思想と法制度が生き続けようとしている。そして、先の運営委員会構想は実際には諮問機関としての評議員会に受けつがれたのである。高橋（誠）一児玉一稗方が提起した考え方すなわち議決機関と執行機関の機能、権限の組織的、制度的な分立の思想は現実化しなかったが、彼らの提起した意見の法思想史的意味、すなわち執行権優位の学校組織論の否定という意味は大きい。そして経営の民主化をめぐって考えられた2つの場合の前者すなわち社会的公共性とかかわっている過程としての民主化を考えるとき、学校組織の民主化は高橋（誠）一児玉一稗方の線において追求されることになるのである。

c. 教育者側の代表について

第9回委員会に、文部官僚が総会に提出するための「第4特委中間報告」資料として配布したものには、「理事は5名以上とし教師を含めること」があった。そこで、第10回委員会において上野主査は「理事に教師を含めるというのが、（総会において）大体反対のようでしたが、どうなったのか」と問うた。そして、ある私学では先生たちが学校財産を分けあって自分のもの

私立学法の「民主化」について

にしてしまっているという話が紹介され、矢野委員⁽¹²⁾は「学校の先生は困る」と主張した。川本委員は、「教員者の代表です。教員というのは校長を除いたもの。そこで校長が入るように」と発言して、結局、配布資料の「教師」は「教育者側の代表」と修正されるに至った。「教育者側の代表」とは、したがって校長を意味するように修正されたのである。こうした修正の意味そのものを、児玉委員は「校長がいつも全体の意思を代表して、理事会に反映させるというやり方で、これが一番よいと思う。教師が出れば、今度は校長を除け者にして教師側の全体の意思を代表するというのも少し変でございますからね。校長で理事になつていいところがありますから、こうしておかないといけない」と解説している。こうした修正の後で、上野主査が「評議員会に教師が入っておれば、推薦で理事になりうる。自然である」と言って教師が理事になりうる道があることも指摘している。なお、理事たる校長は教学権を担う理事であるという考え方はまだ充分に展開されていない。いずれにしろ、「校長がいつも全体の意思を代表」できるという理論も実践的な方法も展開されていないから、教育者側の代表を校長とする参加方式には、問題がある。すなわち、校長が一般教師の意思を代表しているとはかならずしも言えないとすれば、一般教師に対する校長の位置は、家父長的、家族主義的、ときに専制的でありうるからである。

また、第4特委が開かれていた当時の社会的、政治的な一般状況（既述の2—(1)(2)参照）を想い起す必要がある。そして、占領軍当局や日本政府が対立を深めて行った労働運動の動きに注意をはらわなければならない。すなわち、教刷委が活動した時代は戦後の動乱期であり、戦前抑圧されていた私学の教師も他の労働者と同じように労働運動へ立ち上っていた。⁽¹³⁾ その頃闘争戦術として労働者による生産管理—業務管理の形態さえ取られていた。私学においても学校管理の闘争が取られる例が昭和21年頃から出て来た。⁽¹⁴⁾ ところが、すでに述べたように、生産管理の発展の傾向に恐怖を感じた政府は、やがて生産管理の非合法性を主張した。そして、第4特委が、一般教師の理事就任是非を論じていた時は10月闘争⁽¹⁵⁾の盛り上っている時でもあった。以

(12) 矢野賛成委員（日本基督教教育同盟会総主事）は連絡委員の1人であるが、第4特委にはこの第10回において1回発言している。私学関係委員1人が委員会においてさらに増えたことになろう。

(13) 伊ヶ崎一雄「前出」p. 85 以下。

(14) 新井恒易「日教組運動史」日本出版協同株式会社、昭和28年、p. 23—24。

(15) 江口朴郎他編集「戦後日本史」史学研究会、晋書店、p. 150—151。井上清「第2↗

上のような簡単な説明から、「ある私学では先生たちが学校財産を分けあって自分のものにしている」という話や、「学校の先生は困る」という意見が、生産管理さえ闘争戦術として取る戦後労働運動への反発、不安を実際表わしているものであったと言えるであろう。したがって、「理事には教育者側の代表を含めること」という建議を「民主的なものと理解するなら、この民主的なものとは、一般教師の急進的な労働運動とは対立するものであったことを知りうる。まさに、建議事項の理解する民主的なものとは、「国民的基盤からは遊離している」ものであった。⁽¹⁰⁾

(2) 第17回総会採択の「私立学校に関すること」の建議事項を検討したところから、次のようにまとめることができるであろう。

第1に、民法法人とは別個の特別法人すなわち学校法人を設ける大きな理由は、私学への財政援助にあるようである。そしてその際学校教育自体が官私との区別なく国の事業であるという国家の教育権思想が前提にあるらしい。とすると、学校教育の公共性を私学において高めることすなわち国家的公共性が問題となる。公共性は具体的には私学の経営主体に第3者と主務官庁をかかわらせることによって高められることになる。そして第3者が私学の経営主体にかかわることが民主化としてとらえられている。この民主化は基本的に参加方式であり、第3者の参加は、経営主体の強化のための組み込み的機能を果すであろう。そしてこの第3者の他に公益の代表として主務官庁がかかわることになるときには、経営主体は主務官庁に対して主体性を喪失する恐れがある。

第2に、経営の民主化が基本的に第3者の組み込み的機能であるから、第3者は理事会という経営主体の諮問機関たる評議員会にかかわり、校長が理事会に入る。⁽¹¹⁾ この評議員会は、執行機関と議決機関を兼ねそして両者を分

〔次大戦後の日本と世界〕日本歴史現代4. 岩波書店, p. 221. 当時の模様は、新井「前出」p. 33以下に生き生きと書かれている。

(10) したがって、私学の民主的運営の保障の一つとして「教育者側代表を含む理事会構成」を説明することには、筆者は問題を感じざるを得ない。大沢「前出」p. 215 参照。

(11) 本稿では評議員会と理事会の構成にはほとんど触れていない。いわゆる「学識経験者」が評議員会に入ることが言われた経緯をみると、第6回委員会で柿沼委員が彼の理解する、そして実際は理事会を意味している評議員会に「第3者である学識経験者」が入る必要を主張し、「そうすると大学教育を専究にするという非難がうそらいでくる」、第3者は校長を中心とした評議員会の中で「調停者の役目」を果し「同窓会の暴威」を防ぐと發言している。この「学識経験者」が評議員会に入るのは、前述した参加方式による民主化であり、そして私学の閉鎖性の打破を意図していることは明らかである。

私立学校法の「民主化」について

立させていない理事会を協賛するように位置づけられる。執行権優位の思想に連なる理事会中心の組織論が学校法人にはあることになる。この執行権優位の理事会中心の組織論に対立していたものは評議員会を議決機関とし、理事会を執行機関として組織的、制度的に分立するものであった。民主化を参加方式に限らず、目的と手段の双方にかかる不斷の自主的な過程として考えると、民主化は目的を実現する手段として議決機関と執行機関とを、そして同時に両者の分立を要求するであろうから、両機関の分立を主張する組織論の方こそ教刷委はとるべきであった。二つの組織論の背後にある法思想史的意味の違いを認識する必要があるであろうし、民主化を真に追求し実現し

ある。この発言を受けて、文部官僚は、第9回委員会に提出した「第4特委中間報告」資料の中で、評議員会に「教育に経験ある学識経験ある第3者は必ず含めること」と記していた。そこで次のように論議された。

高橋（誠）委員：

「教育に経験のある学識経験者の第3者は必ずでなければならぬか」

柿沼委員：

「自分の意見である。つまり今迄の経営が特殊の寄附者、あるいは学校関係者だけでやられているので、それは非常に色々な良い点もあるが、又いけない面、許せない面もあるので、評議員会を強化して必ず公平な人を入れた方が私立学校の発達のためによくはないか」

高橋（誠）委員：

「直接関係のないものからこれを選び出せというわけですね」

上野主査：

「ここまで規定する必要があるかどうか。入ることは無論差しつかえない」

高橋（誠）委員：

「無論です。それを入れたが為にそれではどれだけ弊害を除くことができるかということは疑問。形式的に1人や2人入れたところで」

この論議で高橋委員が私学の閉鎖性の弊害を除く可能性に疑問を出したことは、文部官僚の考える参加方式の民主化の限界を指摘するものであったと思われる。いずれにしろ議論の結果は、「必ず」が削除されたことであった。さらに、第10回委員会では、上野主査が「第3者を含めることは慶應でも早大でも迷惑らしい」と報告し、高橋（隆）委員が「原則とするを入れればどうか」と発言して賛成された。しかし、第11回委員会では、慶應大学の総長代理である高橋（誠）委員は「成るなら第3者はとってほしい」と要望したのである。

また、評議員会に学生を入れることも第10回委員会に出たが、神方委員はそれは閑口さんだけで賛成者がほとんどないと言い、児玉委員は「そこまで民心が行きますと、行きすぎだ」と主張した。

したがって、文部官僚の考える参加方式の民主化は、一定の範囲において考えられており、学生参加は限界を画するものであった。それだから問題は、参加方式の民主化にあっては、この中にに入る人々の範囲をどのように制限するか、そして制限の理由はなにかと考えるべきであろう。この問題は自覚的には取り上げられていない。まさにこの問題を自覚的に取り上げ論議していないことが、先の「第3者」をめぐって顕在化していると筆者は思う。

ようとする者は、両者の一つそして後者を選択せざるを得ないであろう。学校教育を国民の教育権に基づいて徹底して考えるならば。

第3に、「理事には教育者側の代表を含めること」という建議事項は参加方式の民主化の一態様にすぎず、特に一般教師の労働運動に対する反発と不安を背景に持っている。

4 私立学校法について 一結びにかえて

教刷委の大勢のしかも文部官僚と私学経営者たちの理解する民主化論には多くの問題点がある。しかし、歴史的事実の認識としては、かかる問題点を持つ「私立学校に関すること」の建議を実定法化したものが私立学校法であったと思われる。⁽¹⁾

直ちに解釈論として私立学校法の検討に入ると、私立学校の民主化にかかるるポイントは理事と評議員会の関係にある。

私立学校法は、学校法人を民法の財団法人や社団法人とは異った特別法人にしている（第25条）が、その性質は財団法人的であると一般に理解されている。⁽²⁾ では私立学校法の財団法的性格は、民主化とのかかわりで見たとき、どのようなものであろうか。

我妻栄「民法総則」⁽³⁾によれば、民法の財団法人は、一定の目的に捧げられた財産を中心としている。法人自体は設立者の意思によって与えられた固定した目的を持つのみで、法人の意思や活動を自主的に決定する機関を持っていない。財団法人には、財産を管理、運営する組織があるのみである。すなわち財団法人には、社団法人の持つ議決機関が欠け、執行機関があるだけである。財団法人の執行機関たる理事は、法人の「目的、範囲内」において活動する。そこで法人の目的を定めた寄附行為の事項は「大綱」を示すものであるから、理事はこれを「推理演繹」して解釈し、⁽⁴⁾ 法人の活動を実行することになる。

そこで、財団法人における執行機関たる理事の性質を考えてみよう。我妻

(1) 伊ヶ崎=碓田「前出」p. 96 は、私立学校法は建議の内容を実定法化しなかったと考えているが、すでに本文で述べたところから明らかのように、筆者にはそうは思えない。

(2) 例えば、浦田「私立学校法、三省堂」p. 215、馬場英雄「私学百年史」東出版、p. 49.

(3) 我妻栄「民法総則」（民法講義Ⅰ）岩波書店、p. 117, 159.

(4) 「同上」p. 137, 139.

私立学校法の「民主化」について

によれば、財団法人にあっては議決機関とは明確に区別された執行機関たる理事が存在する。執行機関たる理事が拘束されている目的は、だが、解釈される必要がある。寄附行為の定めた事項は「大綱」であるからである。ではこの解釈はどのような性質をもっているであろうか。

国家作用を立法、司法、行政の3つに分類することは本質的に可能かどうかの議論があり、これらの分類あるいは区別が可能ではないとする否定的な見解が多い。⁽⁵⁾むしろこれらの分類あるいは区別は、歴史的発展過程の中で制度的に形成されて来た立法機関あるいは議決機関としての議会、司法機関としての裁判所、執行機関としての行政府のなす作用の特徴的な標識と考えられている。今司法機関を度外視して、議決機関と執行機関の関係だけを見れば、執行機関のなす作用の中に議決機関のなす作用が含まれている。したがって、財団法人の執行機関たる理事が寄附行為の定める目的の「大綱」を解釈する場合に、理事は議決機関の作用を内に含んでいることになる。「大綱」が抽象的で漠然としていればいるほど理事の寄附行為の解釈は議決機関の性質を持つことになる。したがって、理論的には、財団法人の理事の持つ執行機関の作用は、「寄附行為の実行」⁽⁶⁾と考えられると同時に寄附行為の目的実現具体化の規範の定立でもあって、区別のできないものである。

理事が寄附行為の定める目的に拘束されているはずでありながら、なお実際に「理事の専断」が生ずるのは、次のような理由であろう。すなわちまさに「法律を制定する権力を持つ同じ人々がその手に法律を執行する権力を持つことは、権力を獲得したがる人間の弱点にとって、あまりにも大きな誘惑であるから」であり (Locke)⁽⁷⁾、「権力を持つ人はすべて権力を濫用したがるというのが永遠に変わらなく経験されるところ(une expérience éternelle)である」 (Montesquieu)⁽⁸⁾ からである。

(1) かくして、民法の財団法人的組織論を持つ私立学校法の理事は、議決機関と執行機関の性質を兼ね備えているから、ロックやモンテスキューの指摘した人間実存の大きな問題にぶつかっており、さらに、この問題を解決するように努力しなければならなくなる。そこで私立学校法は、國家の教育権でなくて国民の教育権を前提にしつつ、なお学校法人の財団法人的側面すな

(5) 田中二郎「行政法総論」有斐閣、p. 11 以下。

(6) 我妻「同上」p. 159 は寄附行為の変更について言っている。

(7) Locke, John, Two treatises of civil government, Everyman's Library, 1970. p. 190. 鶴飼信成訳「市民政府論」岩波文庫、p. 147.

(8) Montesquieu, De l'Esprit des lois, Garnier, 1961. vol. 1. p. 162.

わち執行権優位の組織構造を維持して、反映としての民主化という参加方式において経営主体の民主化と共に近代化を図っていると解釈できる。すなわち、理事の数を5人以上とし、同族支配を排除するなど役員選任の基準を設ける（第38条）と共に、評議員会と監事を必置機関にして（第35、41条）、執行機関たる理事の活動を制約する。だが、評議員会は原則として諮問機関とされ⁽⁹⁾（第42条1項）、理事の協賛機関となっていて、先の教刷委の建議の線と変わってはいない。

さらに詳しくみると、モンテスキューが「人が権力を濫用できないためには、事物の配置によって（par la disposition des choses）権力が権力を阻止する（le pouvoir arrête le pouvoir）のでなければならない」⁽¹⁰⁾と言って、自由主義的に各権力を対等の関係に置いて、相互の抑制と均衡を図ろうとしているが、私立学校法の理事と評議員会の間にはかかる権力分立の自由主義的な関係はない。また、ロックによれば自由主義的に立法権と執行権の分立を主張しつつも、民主主義的に、執行権に対する立法権の優越を認めるところに彼の特徴がある（「ただ一つの最高権力しか存在しえなく、これが立法権である。他の権力はすべてこれに服従し、また服従しなければならない」⁽¹¹⁾）が、私立学校法の理事と評議員会の間にはかかる民主主義的な関係もない。あるのは反映としての民主化という参加方式である。それゆえに、国民の教育権に基づく民主化の徹底は過程としての民主化であるなら、私立学校法の民主化は不徹底な参加方式であることになる。この不徹底は法解釈では学校法人の財團法人的側面から、そして前述した歴史的事情からも説明されることである。ここに私立学校法の民主化の限界が明らかになったであろう。今目的には、民主化でなく、むしろ執行権の優越が私立学校法の特徴であることが確かめられる。⁽¹²⁾

(2) 次に私立学校法が例外として評議員会を学校法人の議決機関としている（第42条2項）ことの意味を検討しよう。この場合、評議員会が財團法人的な学校法人の意思決定機関となるのだから、意思決定機関を欠いているはずの財團法人と、意思決定機関である評議員会を持つ財團法人的な学校法人

(9) 例えば、上田勝美「私立学校法、日評」p. 242、福田＝安鷗「前出」p. 169以下。浦田「私立学校法、三省堂」p. 219。大沢「私立学校法、日評」p. 218。

(10) Montesquieu, ibid., pp.162-163.

(11) Locke, ibid., p. 182。鶴飼「前出」p. 151。

(12) モンテスキューとロックの権力分立について、田中「前出」p. 2 以下参照。その他多数の文献がある。

との間に考えられる矛盾を、適切に説明しなければならない。

有力な説は、⁽¹³⁾ 評議員会を原則として諮問機関にし、例外として議決機関にしている理由を次のように述べている。第1は、「学校法人の基本をなすものは、寄附者の出損した財産であり、寄附者の設立精神である。そして、これらが基本となって、学校法人の運営がなされるべきものである。しかるに、評議員会を議決機関としてその権限を一律に強化することは、財団法人的性格をもつ学校法人の社団法人化という傾向を伴うものであって、ここに基本的な矛盾を生ずる」からであると。第2は、早稲田大学、慶應大学などでは、「評議員会といったものが相当強力な機関となっている」。その理由は、設立者の寄附財産が現在の資産中に占める比率が少ないと、現在の資産のほとんどが設立後財団自らが生み出したもの、あるいは卒業生などの寄附に基づいていること、事実上社団的性格を有していることがある。かかる事実の尊重の結果例外的に評議員会が議決機関となるに至ったのであると。

第1点についてであるが、すでに述べたように、財団法人といえども理事が理論的には議決機関の性格を持ちうるのであって、理事の兼ねる議決機関と執行機関の性格を制度的、組織的に分解して、評議員会を議決機関にすることも可能である。したがって、寄附者の財産、設立精神から、直ちに評議員会が諮問機関に位置づけられることにはならない。寄附者の財産、設立精神から、評議員会を議決機関でなくて諮問機関に位置づけることができるとする説は、あまりにも単純すぎると思う。さらに、議決機関を学校法人が持つと、財団法人的学校法人が民法の社団法人化するのは矛盾であるというが、まさに私立学校法は民法と別個の特別法であることをどう理解するかで矛盾は解決する。すなわち、前述したように、民法の財団法人の理事が理論的に議決機関と執行機関の性格を持ちうる可能性を、民法の特別法である私立学校法が第42条2項において実定法化したと解釈できるからである。そして、議決機関が学校法人に設けられると、確かに民法の社団法人の総会に評議員会は似てくる。しかも、国民の教育権を評議員会の前提として考えると、「株主の持分資本にもとづく管理権、或いは社員が何れも平等な意思主体者であるという民主主義的的前提」⁽¹⁴⁾に基づく社員総会に評議員会は似てくる。社団法人と学校法人の相違を見い出せば、民法とは別個の特別法として、私立学校法が各種の規定をしている（第26、30、35、37、38、39、41、44、50条以

(13) 福田一安鷗「前出」p. 174—175。なお、浦田「私立学校法、三省堂」p. 219. 参照。

(14) 川島武宣「民法総則」法律学全集、有斐閣、p. 117.

下など) ことも理解される。だが、多分学校法人の社団法人に対する重要な相違は、評議員会が原則的にではなく例外的に議決機関となることであろう。こうして、学校法人は、民法とは違って財團法人的でもあり、社団法人的でもあると言えよう。どちらが強く学校法人に出でているかはもはや多言を要しないと思う。それゆえに、国民の教育権に基づく徹底した民主化である過程としての民主化の実定法化が、この例外の意味であると思われる。この徹底もまた、法解釈とともに、前述した歴史的事情から説明されることである。したがって、私立学校の民主化を徹底して求めるには、法思想史的に、この原則でなくて例外の方を自覺的に選びとらなければならないであろう。

第2点について考えると、現実との妥協として、評議員会が議決機関となつたとされている。この説明は、もはや法解釈の問題として、評議員会が議決機関たることの意味を考えているとは言えないであろう。もしも法解釈でなく、現実との妥協として議決機関たる評議員会を考えるなら、妥協を図ったのは、早稲田大学でも慶應大学でもなく、理事会中心の組織論を展開した文部官僚であったと言うべきである。このことは、前述した教刷委の論議から説明できることである。⁽¹⁵⁾

(3) 最後に、国民の教育権に基づいて民主化を考え、そして強く私立学校法が評議員会を議決機関としたことの法思想史的意味を問うとき、寄附者の財産や設立者の精神など寄附行為の定める一定の目的の位置は、私学の自由にかかわること、したがって議決機関たる評議員会と執行機関たる理事会の上にあって、両機関を方向づけたり、また限界づけたりする役割——いわば憲法の基本的人権の役割——をなすものである。ロックにならって言うならば、最高権力たる立法権も「ある特定の目的のために行動する信託的権力(a fiduciary power)にすぎない」⁽¹⁶⁾からである。

あとがき

本稿では、私立学校法の成立経過や問題点、アメリカの私立学校制度・組織にかかわる法律問題、理事会と評議員会の構成の問題など、いづれも私立学校の民主化にとって重要な論点をはぶいた。他日論究を試みたいと思う。なお、野口祐「私立大学の管理と財政」大学の自治、法律時報臨時増刊 p. 46

⁽¹⁵⁾ 上田「前出」は、福田=安嶋「前出」と同じく把握し、「その実体を尊重して」と述べている。

⁽¹⁶⁾ Locke, ibid.

私立学校法の「民主化」について

が、理事会を執行機関とする傾向を、「この方向は私学の今後の重要なそれを示唆している」と述べていることに、筆者は注目したい。

Democratization in Private School Law of Japan

Norikatsu SASAGAWA

The subject treats the relation between the "Rijkai" and the "Hyogiinkai". In Private School Law the Rijkai has the power of the legislative and the administrative as principle, and the Hyogiinkai is only an advisory organ. In order to democratize the educational organization of the private school we must separate the legislative and the administrative and give the former to the Hyogiinkai and the latter to the Rijkai.

Der *πνεῦμα* Begriff in der Apostelgeschichte

Yukimaro AMAGAI

In der Dogmengeschichte können wir oft gelten diesen Begriff als die persönlichen, innerlichen Erfahrung. Aber in der Apostelgeschichte hatte das *πνεῦμα* mit der Verkündigung und der Taufe zusammengebunden worden. Das Verspätung-Bewußtsein auf das Eschaton bildete die Auslegungsgeschichte in der Lukas-Urgemeinde aus. Wir können diese Konstruktion dieses Gedankens in Jeden Kapital 1-15 betrachten.

Stephanus, der Märtyrer-Uberlieferung

Samaria-Mission

und

die Bekehrung und Taufe des heidnischen Hauptmanns Kornelius.